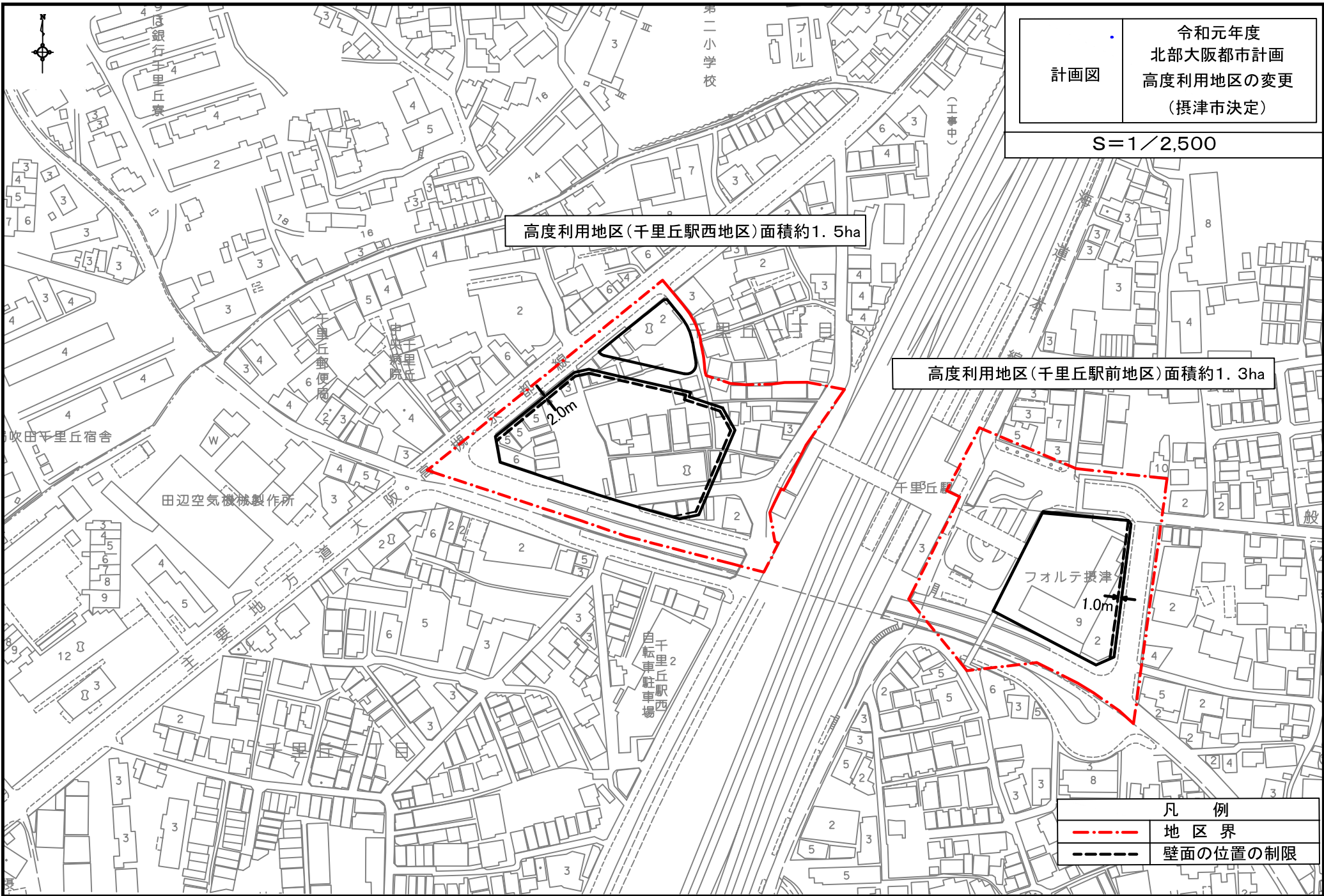


北部大阪都市計画高度利用地区の変更（摂津市決定）

都市計画高度利用地区を次のように変更する。

種 類	面 積	建築物の 容積率の 最高限度	建築物の 容積率の 最低限度	建築物の 建ぺい率の 最高限度	建築物の 建築面積の 最低限度	備考
高度利用地区 (千里丘駅前地区)	約 1.3ha	45 / 10	20 / 10	7 / 10 (注1)	200 m ²	
高度利用地区 (千里丘駅西地区)	約 1.5ha	50 / 10	20 / 10	7 / 10 (注1)	200 m ² (注2)	建築物の壁又はこれに代わる柱は計画図に示す壁面の位置の制限を越えて建築してはならない (注3)
合計	約 2.8ha	—	—	—	—	
<p>(注1) ただし、建築基準法第53条第3項第1号又は第2号のいずれかに該当する建築物にあつては1/10、同項第1号及び第2号に該当する建築物又は第5項第1号に該当する建築物にあつては2/10を加えた数値とする。</p> <p>(注2) ただし、公益上必要な建築物あるいは基準日において、現に存する所有権その他の権利に係る土地の面積では建築物の建築面積の最低限度の規定に適合した建築物の建築ができない土地については、上記の数値を下回ることができる。</p> <p>(注3) ただし、公益上必要な建築物あるいは地盤面から4m以上に設けられた歩行者専用通路、バルコニー及び建築物の部分を支える柱、歩行者専用通路に付随する階段、エスカレーター、エレベーターについては、この限りではない。</p>						

「位置、区域及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」



計画図

令和元年度
北部大阪都市計画
高度利用地区の変更
(摂津市決定)

S=1/2,500

高度利用地区(千里丘駅西地区)面積約1.5ha

高度利用地区(千里丘駅前地区)面積約1.3ha

2.0m

1.0m

凡 例	
	地区界
	壁面の位置の制限